

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(2023.11.29)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由を全ての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢外

被告 国

原告ら第30準備書面

—社会事実の変化について—

2023(令和5)年11月10日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか

本準備書面においては、性的指向や性自認や、同性間の婚姻制度に関して生じた、本訴訟提起時（2021年3月）以降における主な社会事実の変化についてまとめた主張を行う。

記

第1 世論調査

1 既に主張のように国立社会保障・人口問題研究所による「全国家庭動向調査」の2019年（令和元年）9月13日に発表された第6回の調査結果では、既婚女性6142票の集計結果において、同性カップルについては75.1%がなんらかの法的保障が認められるべきであり、69.5%が同性婚を法律で認めるべきと考えられていた（甲A185・186号証）が、その後2022年（令和4年）に実施され、2023年（令和5年）8月22日に発表された同第7回の調査結果では、「男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ」への賛成割合は75.6%となり、上記第6回と比較し約6ポイント上昇している（甲A第468号証）。

2 2023年2月の各社世論調査

(1) 既に主張のとおり2023年2月11日～13日に行われた共同通信社による世論調査によると、同性婚を認める方がよいとの回答は64.0%であった（甲A第419号証）。同調査では、「認めない方がよい」は24.9%で賛成が大きく上回っているほか、特に若年層（30代以下）では実に81.3%が賛成している。また、高年層（60代以上）では賛成は51.4%であるがそれでも50%を越えている。

- (2) 2023年2月10日～12日に行われたNHKによる世論調査によると、男性どうし、女性どうしの結婚を法律で認めるかどうかについて「賛成」が54%であった（甲A第469号証）。同調査によると、与党支持層においても51%が「賛成」している。
- (3) NNN・読売新聞が2月17日～19日に行った世論調査では同性婚を法的に認めることに賛成が66%、毎日新聞が2月18日・19日に行った世論調査では同じく賛成が54%、朝日新聞が上記同日に行った世論調査では同じく賛成が72%、FNN／産経新聞社合同で上記同日に行った世論調査では同じく賛成が71.0%に上るなどしている。また朝日新聞の2月18～19日の世論調査では、同性婚を認めるべきとした人は全体の72%であった（甲A第470号証）。
- (4) 既に主張したように2023年2月の産経・FNN合同世論調査では、同性婚を法律で認めることについては20代では91.4%が賛成であり、自民党支持層においても、60.3%が賛成である（甲A第352号証）。
- (5) 2023年2月の日経新聞社世論調査では、同性婚を法的に認めることについて65%が「賛成」であった。また自民党支持層でも58%が「賛成」である（甲A第471号証）。
- 上記のとおりでありいずれにおいても、同性間の婚姻制度の導入については賛成とする回答が過半数を上回っている。

3 2023年5月の各社世論調査

2023年5月3日の憲法記念日にあわせて報道各社において行った世論調査には以下のようなものがあり、いずれも、同性間の婚姻に係る法的制度の導入に対し日本国民の多くが賛成であることを示している。

- (1) JNNの世論調査によると、同性婚を法的に認めることについて63%が賛成し、反対派24%にとどまった(特に18歳以上30歳未満の女性は91%が賛成している。甲A第472号証)。
- (2) NHKの世論調査では、性的マイノリティーの人権が守られていると思う割合が9%にとどまり、守られていないとする割合は42%に上った(甲A第473号証)。また同性同士の婚姻制度が法的に認められるべきとする割合は全体で44%に及んでおり、その理由として最も多く挙げられたのは、「家族に認められた行政サービスが受けられないなどの不利益が生じるから」(33%)であった。
- (3) 共同通信社の世論調査(甲A第474号証)では、同性婚を認める方がよいとする割合は71%に上り、認めないほうがよいとする26%を大きく上回っている(賛成率は前回調査より7%アップ)。

4 このように、日本国内の世論において同性間の婚姻制度の導入を肯定的に受け止める者の割合の方が既に多数を占めていることは上記のような様々な世論調査の結果からしても自明である。

第2 地方自治体における取組み

1 パートナーシップ制度の導入状況

甲A第475号証の渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査にみられるとおり、2023年6月28日時点で、条例等でパー

トナーシップ制度を導入済みの自治体数は328自治体となり、これにより人口比率では70.9%相当の人々が居住する自治体がパートナーシップ制度を導入したということになる。なお、2022年9月30日現在については人口カバー率55.3%（甲A第329号証）、2023年5月14日現在では68.4%（甲A第357号証）であり、年々上昇を続けている。

こうした状況の中で、ついに、日本最大の人口を擁する地方自治体である東京都でも、パートナーシップ宣誓制度が2022年11月1日より運用開始された（甲A476号証）。

2 地方自治体におけるパートナーシップ制度以外の試み

このように同性パートナーシップ制度が極めて一般的なものとなってきたことから、甲A第477号証にあるように、職員の同性パートナーを職員の扶養手当などについて配偶者と同等とみなして支給するための制度改正が東京都特別区において進められたり、甲A第478号証にあるように、災害時に水門の閉鎖などに従事して死亡した場合に支給される遺族への補償金について同性のパートナーも支給対象とする独自の取り組みが世田谷区でなされたりしている。

上記は、同性パートナーシップ制度利用者が、実態としては異性間の法律婚による夫婦と全く同じであるのに法的な保護が不合理にも欠落しているとの認識の下で行われる取組にほかならない。

3 ファミリーシップ制度等の導入

パートナーシップ制度を発展させて、同居する子どもも家族として認められるファミリーシップ制度も、導入自治体が拡大中である（甲A第330～

332号証)。2021年12月27日には、ファミリーシップを導入している自治体間で情報共有を行い制度の効果や課題等を整理するためファミリーシップ自治体サミットが明石市らの参加のもとで開催されており、ここで、甲A第479号証の「ファミリーシップ制度共同推進宣言」も発されることになった。

なお、甲A第480号証によれば、2023年4月1日までの時点で、ファミリーシップ導入自治体数は、43自治体に上っている。

4 同性間の婚姻制度の導入へ向けた意見書の決議

国会の立法不作為が継続中であることに鑑みて、各地方自治体において、同性間の婚姻制度の導入へ向けた議論が促進されることを求める意見書が決議されている。

中野区の意見書では、政府が同性間の婚姻について憲法24条において想定していない、現時点では検討していないため憲法に適合するか否かの検討も行っていないという見解を表明していることにつき、同性カップルが婚姻できないことで蒙る様々な不都合はパートナーシップ制度では解決できないこと、同性間の婚姻制度に対する理解が進んでいること等から、国会及び政府に対し、同性間の婚姻に関する議論を深めることが求められている(甲A第481号証)。

福岡市議会や豊前市議会でも、同様に同性婚法制化に関する議論を促進することを求める趣旨の意見書が決議されている(甲A第482号証、第483号証)。

こうした意見書は、同性パートナーシップ制度を自治体レベルで導入したもののやはり婚姻制度を国が導入する所以なければ同性カップルの不利益

な状況は解決できないとの実際的な認識に基づいて決議されたものというべきであり、同性パートナーシップ制度の限界を示すものということもできよう。

第3 企業団体等の取組み

- 1 これまで主張立証してきたように、日本国内においても代表的な企業が性的少数者の権利擁護のための取り組みを行っている（甲A第333～343号証）¹が、その他に近時、以下のような企業・団体による取組みがされている。

2 「Business for Marriage equality」は、婚姻の平等に賛同する企業を可視化するための日本で活動する三つの非営利団体によるプロジェクトである。2023年8月21日時点で、431の企業・団体が婚姻の平等（同性婚の法制化）への賛同を表明しており、甲A第484号証から明らかなどおり、日本を代表する企業を含む多数の企業団体が、同性間の婚姻の法制化に賛成している。

3 2023年5月のG7広島サミットに向けて性的少数者の議題を議論し提言する市民組織「P r i d e（プライド）7」が同年3月22日に発足した。同団体は、2023年3月30日に「P r i d e 7 サミット 2023」を開催し、甲A第485号証の「P r i d e 7 コミュニケ」を採択、ここで、G7開催国政府に対し、差別禁止法、婚姻平等、生命と身体の自己決定、性別の自己決定などの国際人権基準に沿って、各自のSOGIESC（性的指向、性

¹ 具体的な取り組みについては、原告ら第13準備書面24頁から27頁参照。

自認、身体的性、性表現)の状態にかかわらず、平等を保証する法律を制定することで、各国がその義務を果たし、リーダーシップを發揮すること等を求めた。

なお上記の後開催されたG7では、「G7広島首脳コミュニケ」(2023年5月20日採択)第42項において、「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」旨の記載がなされている(甲A第486号証)。

4 職場での性的マイノリティに関する取組については、その評価指標である「PRIDE指標」とその認定企業が2016年から発表されている(甲A第487号証)。認定は、毎年行われており、ある年に認定されても、それはその年限りのものである。

2022年度においては、402社の企業・団体及び自治体からの応募があり、グループ全体によるグループ応募やグループホールディングス内複数社連名応募を含めると842社からの応募があったとのことであり、2021年度と比較して応募数は1.34倍(グループ・複数社連名応募含めると1.47倍)の増加であった(甲A第488号証)。同年度のゴールド認定は318社(グループ・複数社連名応募含むと合計701社)、うちベストプラクティスは神戸製鋼所、トヨタ自動車、PwC Japanグループ三者の取り組みが選ばれている。

シルバーやブロンズ認定の中にも同性パートナーがいる従業員向けの施策を実施している企業があると考えられ、また、「PRIDE指標」の認定に応募をしていないが施策を行っている企業もあると思われることから、

同性パートナーがいる従業員向けの施策を行っている企業は相当数にのぼるものと言える。

なお、「PRIDE指標」では、2021年からの新しい取り組みとして、日本社会での性的少数者に関する理解促進や権利擁護において、企業や団体が果たす役割や存在感が増していることも視野に入れ、国・自治体・学術機関・NPO/NGOなどとの、セクターを超えた協働を推進する企業を評価する、「レインボー」認定を新設している(甲A第489号証)。応募の要件は、「PRIDE指標」において「ゴールド」認定を獲得していることや、日本における性的少数者に関する法制度の実現に公に賛同表明すること等である。

5 2023年3月には、ジェンダー法学会において、性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律の制定と、婚姻平等の実現、法的性別変更要件の緩和を求めた理事会声明が発出されている(甲A第490号証)。

第4 弁護士会

1 2021年3月8日、東京弁護士会は、「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」を発表した(甲A第491号証)。この意見書の目的は、「多様な性的指向及び性自認が個人の尊厳に基づき等しく尊重される社会を実現すべく、日本国内で同性との婚姻を望む者について、異性との婚姻と同様の婚姻をすることができるよう民法改正を求めるもの」とされ、その趣旨において「国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」と提言している。

2 2021年3月17日に下された札幌地方裁判所民事第2部による同性間の婚姻を認めない民法等の法令を違憲と判断した判決を受け、2021年6月22日愛知県弁護士会から、2021年7月14日神奈川県弁護士会から、それぞれ会長声明が出されている（甲A第492号証の1、2）。

また2021年11月19日には近畿弁護士会連合会において「同性間の婚姻に関する法改正を求める決議」が（甲A第493号証）、2021年11月26日には中国地方弁護士会連合会において「性の多様性を尊重し、LGBTの人权を擁護する地域社会の実現と法的整備を求める決議」が（甲A第494号証）、2021年12月10日には東北弁護士会連合会において「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現とパートナーシップ認証制度の創設を求める決議」（甲A第495号証）が、それぞれ行われた。

更に2022年2月25日には、福島県弁護士会において「セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向又は性自認にかかわらず人权が保障され、すべての人が自分らしい生活を送ることができる地域社会を作ることを求める決議」がなされている（甲A第496号証）。

3 その後も、上記札幌地裁判決を含む後記第6.1記載の各地方裁判所判決や、広く報道された前内閣総理大臣秘書官による差別発言等（甲A第386号証）を受け、日弁連、各地単位弁護士会及び弁護士会連合会において、以下のように性的少数者の人权擁護や同性間の婚姻に係る法制度導入を求める見地から、多数の会長声明や宣言が発出されている。

- (1) 2022年8月10日福岡県弁護士会会长声明（甲A第497号証）
同年6月20日の大阪地裁判決を受けてこれを批判しつつ、同性間の婚姻制度を直ちに整備することを求めるもの。
- (2) 2022年11月11日四国弁護士会連合会宣言（甲A第498号証）
同性婚を法制化すること、また法令等における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の解釈において法律上の性別が同じ者を除外することなく法令等を平等に適用しその保護を図ること等を求めるもの。
- (3) 2022年12月9日第二東京弁護士会会长談話（甲A第499号証）
同年11月30日の東京地裁判決を受けて、同性間の婚姻制度がない状態を改めるための立法に速やかに着手すること等を求めるもの。
- (4) 2023年1月16日神奈川県弁護士会会长声明（甲A第500号証）
東京地裁判決を受けて、国会に対し、婚姻以外の別制度を新設するではなく、婚姻制度に同性カップルを包摂する形での法改正を行うことを求めるもの。
- (5) 2023年2月13日札幌弁護士会会长声明（甲A第501号証）
前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。
- (6) 2023年2月16日本弁護士連合会会長声明（甲A第502号証）
上記(5)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。
- (7) 2023年2月28日鹿児島県弁護士会会长声明（甲A第503号証）
上記(5)、(6)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。
- (8) 2023年3月2日千葉県弁護士会会长声明（甲A第504号証）

東京地裁判決を受けて、同性カップルの婚姻を認めるための法整備を速やかに行うようもとめるもの。

(9) 2023年3月2日福岡県弁護士会会長声明（甲A第505号証）

上記(5)、(6)、(7)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(10) 2023年3月8日熊本県弁護士会会長声明（甲A第506号証）

上記(5)、(6)、(7)、(9)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(11) 2023年3月8日香川県弁護士会会長声明（甲A第507号証）

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(12) 2023年3月8日山梨県弁護士会会長声明（甲A第508号証）

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(13) 2023年3月13日愛媛県弁護士会会長声明（甲A第509号証）

セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向や性自認にかかわらず人権が保障される社会の実現を求めるもの。

(14) 2023年3月13日岡山弁護士会会長声明（甲A第510号証）

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(12)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、性的指向や性自認を理由とする差別を解消するための実効性ある法律の制定を求めるもの。

(15) 2023年3月15日福島県弁護士会会長声明（甲A第511号証）

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性婚の法制化を即刻実現することを求めるもの。

(16) 2023年3月29日東京弁護士会会長声明（甲A第512号証）

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求めるもの。

(17) 2023年3月30日山口県弁護士会会長声明（甲A第513号証）

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(15)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性婚の法制化を求めるほか地方自治体における同性パートナーシップ制度の制定を推進することを求めるもの。

(18) 2023年6月6日愛知県弁護士会会長声明（甲A第514号証）

同年5月30日の名古屋地裁判決を受け、同判決の同種事件4件（同日時点）のうち名古屋地裁判決を含む3件が違憲判決という事態を真摯に受け止め、重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を速やかに解消すべく、法律上同性の者どうしの婚姻を求める立法に直ちに着手することを強く求めるもの。

(19) 2023年6月15日福岡県弁護士会会長声明（甲A第515号証）

同年6月8日の福岡地裁判決を受け、5件中4件の判決において現状が憲法に反する旨が判断されることになることから、同性間の婚姻制度を整備しすべての人にとって平等な婚姻制度（異性カップルにおける婚姻と異なる制度ではないもの）の実現を図ることを求めるもの。

(20) 2023年6月20日鹿児島県弁護士会会長声明（甲A第516号証）

全国5地域（札幌、東京、大阪、名古屋、福岡）の裁判所での判決が出揃ったことを受け、改めて、国会及び政府に対し、上記一連の違憲判決が示す司法からの厳しいメッセージを真摯に受け止め、すべての人が平等に婚姻できるような法整備等を速やかに行うことを行ふことを強く求めたもの。

(21) 2023年6月30日日本弁護士連合会会長声明(甲A第517号証)

国に対し、改めて、婚姻しようとする当事者の性別の組合せに関わりなく誰もが同一の婚姻制度を利用しうるように、法令の改正を速やかに行うことを求めるもの。

(22) 2023年7月19日熊本県弁護士会会長声明(甲A第518号証)

名古屋地裁判決及び福岡地裁判決を受け、直ちに同性間の婚姻制度の実現を求めるもの。

4 以上のとおり、各地弁護士会及び日弁連においては、各地方裁判所判決その他の情勢の変化に対応して、同性間の婚姻に係る法制度を早急に導入するよう求める会長声明等を発し続けており、その件数は増加の一途を辿っている。

第5 国会

1 自民党は、2016年5月に概要を取りまとめた「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」について、延期後2020年東京オリンピックの開催(2021年7月～8月)を翌年に控えた2020年6月、「性的指向・性自認に関する特命委員会」において条文化を進めるための要綱を了承し、法案の成立に向けた作業を進めてきた。

こうした中、2021年5月10日に開かれた超党派での協議では、立憲民主党などの野党が、自民党がまとめた「理解増進法案」(国や地方自治体、学校や企業等に対して理解増進のための施策を努力義務として求めるもの)に対する再修正案を提出し、同法案に、性的指向や性自認を理由とする差別を禁止すること等を盛り込むよう求めた。

同与野党協議を踏まえて、2021年5月14日のLGBTに関する課題を考える議員連盟において、同法案に関する与野党の協議結果に基づく合意案として、法案中に「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されない」との明記がなされることとなり、自民党の党内手続きを経て国会提出の運びとなつたところ、5月20日の党内会議において上記与野党合意案に対し自民党内保守派議員からの強い反発があり、法案提出はいったん暗礁に乗り上げた（以上甲A第519、520号証）。

2 このように東京オリンピック開催に向けて成立を目指していたものの法案提出には至らなかつた本法案であるが、最終的に2023年に至つて、もともとの法案にあつた「差別は許されない」という文言が「不当な差別はあってはならない」に変更され、「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」との文言も付加された形で、2023年6月16日によつやくの成立となつた（「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。以上、甲A第521号証）。この時期における同法の成立はいうまでもなく、2023年5月のG7広島サミットの開催及び同サミットで採択された「性自認、性表現あるいは性的指向」に基づく差別はあってはならないものであることを謳い上げた「G7広島首脳コミュニケ」（上記第3.3）の内容を受けてのものであろう。

同法は、「全ての国民が、その性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念や、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」との認識を基本理念として

謳う点で（同法3条）、セクシュアルマイノリティの権利を保護するための
基本的な第一歩をようやく踏み出せたものとして、肯定的な意義があると評
価できる。

しかし、他方で、上記文言が付加されたことについては、与党・政府内部
の根強い差別的な意識の表れと評価可能なものであって、その審議過程にお
いても混迷を極めており、手放しで評価することはできない。

3 2023年6月11日に、「公益社団法人 Marriage For All Japan 結
婚の自由をすべての人に」においては、参議院議員選挙に際して結婚の平等
(同性婚)に関する各政党の政策・考え方を質問する公開質問状を送付、主
要9政党より回答を得た（甲A第522号証）。

ここで、「同性のカップルにどのような法的保障を法制化すべきか」と
いう質問に対しては全9政党中、自民党・国民民主党を除き公明党を含む
7党が「同性間で婚姻ができるようにするべきだ」と回答した。また、
「同性婚法制化（他の法的保障を含め）の検討・審議開始のタイミングを
どう考えるか」という質問に対しては、自民党を除く8党が同性婚法制化
の検討・審議を「今すぐ、なるべく早く」開始すべきと回答した。

この点自民党は、前者の質問につき、「憲法24条の記述から現行憲法は
同性カップルの婚姻を想定していない」とする政府と同じ考え方を取り、加
えて自治体パートナーシップ制度についても、「国民の性的指向・性同一
性に対する理解の増進が前提であり、その是非を含めた慎重な検討が必
要」であるとの回答をしている。また後者の質問については、「まずは、
性的マイノリティに関する広く正しい理解の増進が必要であると考え、社
会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面に

おける理解増進を図ります」との回答をしている。

このようにみると、自民党以外の国政政党においては、（国民民主党がパートナーシップ制度の拡充・法制化に言及しているものの）基本的に同性婚の法制化には賛成であり、またかかる検討・審議開始のタイミングは今すぐ、なるべく早くすべきであると考えているということになる。

4 なお、立憲民主党及び社民党は、かつて一度国会に提出した同性間の婚姻を法制化するための民法の改正案（この際は、衆議院の解散によって廃案となった）を、2023年3月6日に改めて提出している（甲A第523号証）。また、日本共産党も、2023年3月29日に、婚姻平等を実現するための法案を参議院に提出した（甲A第524号証）。

5 以上要するに、自民党以外の国政政党においては同性カップルに対し法的な保護を与えることについては賛成なのであり、与党公明党を含め全9政党中7党が、同性婚の法制化について今すぐの検討を開始すべきと考えていることになる。

また、立憲民主党及び社民党や、日本共産党においては、複数回にわたり同性間の婚姻法制化のための法律案を国会に提出している。

しかるに、政府においては依然として「現行憲法下で同性婚の制度を認めることは想定されていない」という姿勢を崩さず、岸田文雄首相も国会で同性婚に関して「社会が変わってしまう課題だ」と述べるなど、特に自民党の一部において否定的な意見が根強く存在している。令和5年2月、首席秘書官であった荒井勝喜氏による性的少数者に対する「隣に住んでいたら嫌だ。見ると嫌だ」といった差別発言も大きく報道されたところであるが（甲A

第386号証)、自民党内においては、同性婚制度の導入に向けた検討は具体的には行われておらず、同性婚制度導入に肯定的な与党公明党との間の溝を埋めるための協議すら進んでいない状況にある(甲A第525号証)。

総じていえば、国会内において同性婚の法制化に反対しているのは自民党内部の一部保守系議員のみ、という状況であり、与党公明党も含め、国会議員の多数は、同性カップルの法的な保護に対し賛成をしているといってよい。

第6 司法

1 各地方裁判所で係属している「結婚の自由を全ての人に」訴訟事件の地方裁判所レベルの判決

本件同様に、同性間の婚姻制度の不存在が違憲として提起された国家賠償請求訴訟に対する地方裁判所レベルの近時の判決は、いずれも結論としては請求棄却ながら、判決理由中の判断として以下のような判示を行っている。

(1) 2021年3月17日札幌地裁判決(甲A第171号証・原告控訴)

同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定について、異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別的取扱いに当たるから、かかる限度で憲

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(2023.11.29)提出の書面です。

法14条1項に違反すると判示した。

(2) 2022年6月20日大阪地裁判決(甲A第248号証・原告控訴) :

同性間の婚姻制度の不存在について憲法13条、14条、24条のいずれにも抵触せず合憲であるとする一方で、憲法24条1項につき、同項が同性間の婚姻を積極的に禁止する意味を含むものであると解すべきとまではいえず、かえって、婚姻の本質は、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として公的承認を得て共同生活を営むことにより、誰と婚姻をするかの選択は正に個人の自己実現そのものであることからすると、同性愛者にも異性愛者と同様の婚姻又はこれに準ずる制度を認めることは、憲法の普遍的価値である個人の尊厳や多様な人々の共生の理念に沿うものでこそあれ、これに抵触するものではないこと、また、同性愛者に対して同性間で婚姻をするについての自由が憲法上保障されているとまではいえないものの、当該人的結合関係についての公認に係る利益は、その人格的尊厳に関わる重要な利益として尊重されるべきものであることを判示した。

(3) 2022年11月30日東京地裁判決(甲A第322号証:東京一次訴訟判決)

同性間の婚姻を認めていない本件諸規定が憲法24条1項に違反するとはいえず、同性愛者に係る婚姻(法律婚)制度全体を利用できないという区別取扱いについては性的指向による差別として憲法14条1項に違反するとはいえないとする一方で、特定のパートナーと家族になると希望を有していても同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能にあることはその人格的生存に対する重大な脅威、障害であるということができる等として、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族

になるための法制度が存在しないことは同性愛者的人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいはず憲法24条2項に違反する状態にあることを判示した。

(4) 2023年5月30日名古屋地裁判決(甲A第457号証・原告控訴) :

同性カップルは、法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することから一切排除されているのに対し、その状態を正当化するだけの具体的な反対利益は十分に観念しがたく、現状を放置することについては、もはや個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くに至っており、国会の立法裁量の範囲を超えていること、同性間の婚姻を認めない現行法上の諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないということから、憲法24条2項に違反すること、同性愛者にとって同性との婚姻が認められないということは婚姻が認められないのと同義であって、自ら選択する余地のない事柄である性的指向を理由とする別異取扱いであり、憲法24条2項に違反すると同時に憲法14条1項にも違反することを判示した。

(5) 2023年6月8日福岡地裁判決(甲A第456号証・原告控訴) :

婚姻制度の実態や婚姻制度に対する社会通念が変遷し、同性婚に対する国民の理解が相当程度浸透していることもふまると、同性カップルが婚姻制度によって得られる利益を一切認めず、自分が選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない現行法上の諸規定は、憲法24条2項に違反する状態であると判示した。

これら5件の地裁判決のうち、上記(1)の札幌地裁判決、(3)の東京地裁判決、(4)の名古屋地裁判決及び(5)の福岡地裁判決の4件においては、同性間

の婚姻に係る制度の不存在という現状が憲法に違反し、また違反する状態にあることが肯定されており、また、唯一憲法違反ないし違憲状態にあると認めなかった上記(2)の大蔵地裁判決においても、同性カップルにおける人的結合関係についての公認に係る利益はその人格的尊厳に関わる重要な利益として尊重されるべきであることが認められている。

同性間の婚姻制度の速やかな導入は、憲法上の価値の実現のために喫緊の要請であるという理解が、いずれの判決においてもその大前提となっているというべきであろう。

2 2022年9月30日、日本人男性と海外で結婚したアメリカ国籍の男性が、日本国内で長期の在留資格が認められないのは不当だとして国を被告として訴えた東京地方裁判所における裁判の判決で、外国人どうしの同性カップルであれば『特定活動』という在留資格が与えられるのに、外国人と日本人のカップルだと認められないのは、法の下の平等を定めた憲法の趣旨に反するとして、「特定活動」の在留資格を認めるべきであったとの判断が下された（甲A第526号証）。

上記判決に対しては原告側より控訴がされたが、控訴審判決の下される前に、日本政府は上記地裁判決を受け、同事件控訴入らの同性間パートナーレンタルに基づき、「特定活動」の在留資格を付与した（甲A第527号証）。

3 上記のとおり、各地の裁判所は、直近の時期においては、程度の差こそあれ、性的少数者の権利擁護や同性カップルの法的保護の必要性が高いことを前提とした判断を下し続けており、この方向性に反する判断は見当た

らない。

なお近時、「性同一性障害者と性別の取扱いの変更の要件に関する特例法」(特例法)に関して、立て続けに2件の裁判所の判断が下された(静岡家裁浜松支部令和5年10月11日審判(甲A第532号証)、最高裁令和5年10月25日大法廷決定(甲A第533号証))。いずれも、同法3条1項4号(性同一性障害者の性別の取扱いの変更が認められるための要件のうち、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」)の憲法13条等への適合性が問題とされ、結論として憲法13条違反と判断したものである。

このうち甲A第533号証は最高裁大法廷の決定であり、上記要件に関する従前の合憲判断(最高裁第二小法廷平成31年1月23日決定。「このような規定の憲法適合性については不斷の検討を要するものというべきであるが、本件規定の目的、上記の制約の態様、現在の社会的状況等を総合的に較量すると、本件規定は、現時点では、憲法13条、14条1項に違反するものとはいえない」と判示していた)を変更して、同要件を憲法13条に反すると判断したものである(なお特例法3条1項5号要件については原審が憲法適合性を判断していないことから差し戻している。)。

これはまさに、この間(約4年9ヶ月)の社会の変化にも着目して合憲判断から違憲判断へとダイナミックな判例変更がなされたものであり、セクシュアリティに関する社会情勢の不断の変化を、司法判断において適時適切にとらえることの重要性を示すものとして注目に値する。

第7 学界

これまで主張してきたように、憲法学界においても、憲法24条について、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(2023.11.29)提出の書面です。

本訴訟を含む各地地裁での「結婚の自由をすべての人に訴訟」の提起及び進展をも契機として、より深い議論がされるようになった。

憲法24条に関する研究の第一人者といつてもよい辻村みよ子教授も、2021年5月3日付日本経済新聞記事においてインタビューに答え、「(憲法24条1項の)『両性』は男女の夫妻に限らないというのが今では多数説となっている」と述べている(甲A第202号証)。

近時の渋谷秀樹著「憲法を読み解く」有斐閣(初版第1刷)では、憲法24条1項の解説箇所において、「婚姻」の意味につき、札幌地裁判決(甲A171)を引用しつつ、「確かにこのような共同生活を男女が営むケースが多数派でしょう。しかし『真摯な意思をもって』このような共同生活を営もうとする同性カップルが現に存在します。それを多数派が否定するのは個人の尊重に反するでしょう」と論じられている(甲A第203号証)。本件で書証として提出された渋谷教授の意見書(甲A第195号証)は、上記記述と軌を一にして、憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えていたとして従前の自説を改めたことを踏まえて作成されたものである(なお、憲法学説の動向については、甲A第208号証(木村草太意見書)や甲A第209号証(駒村圭吾意見書)も参照)。

その他千葉勝美元最高裁判事のような著名実務家も、憲法24条は婚姻の定義規定ではなく、「両性」等の文言も法律上の異性同士であることを積極的に示すことを意図したものではない、といった意見を表明している(甲A第219号証)

このように、現在の憲法学説上、(憲法24条1項の)「両性」を男女に限るとする解釈はもはや多数説とは呼べなくなっており、更に進んで、憲法によって同性間の婚姻制度が要請されているとする有力説が提唱されている

状況にある。かかる状況は、本準備書面で記載したような社会の変化の反映
ということができよう。

第8 諸外国の動き

1 スイス下院では同性間の婚姻制度が2022年7月に実現した(甲A第354号証)。

2 チリでは、2021年12月7日、国会において同性婚を認める法案が可決された。これによりチリは、中南米で同性婚を認める8番目の国家となつた(甲A第528号証)。

3 その他、近時において法律上の同性婚制度を導入した国は以下のとおりである。

- (1) キューバ(甲A第356号証)
- (2) スロベニア(甲A第355号証)
- (3) アンドラ公国(甲A第529号証)
- (4) エストニア(甲A第530号証)

4 このように同性間の婚姻に係る法制度導入の流れについては止まるところなく続いており、現在までに同性婚制度を導入した国は、35カ国である(甲A第530号証)。

2023年5月19日から広島においてG7サミットが開かれたが、これまで何度も述べているとおり、G7諸国の中で、同性カップルの法的地位を保障するための制度を導入していないのは、日本のみである。こうした状

況の中で、性的少数者の権利を守る法整備を促す岸田首相あての書簡を、日本を除くG7とEUの駐日大使が連名で取りまとめたとの報道もされてい
る(甲A第531号証)。

5 以上のように性的少数者の人権擁護や同性カップルの地位の法的保護に
関し、日本は国際的潮流から取り残されており、そしてそのことは、国会に
おいても既に十分過ぎるほど認識されていることなのである。

第8 まとめ

このように、同性婚制度は、既に国民の多数が賛成しているほか、国会に
おいても与党である公明党を含めほとんどの政党が賛成しているのであり、
日本で同性婚制度が導入されない最大にしてほぼ唯一の原因は、政権最大
与党である自由民主党の一部保守系議員らの強硬な反対に求めざるを得な
い。こうした一部自民党議員の姿勢については、神道政治連盟や旧統一教会
といった、性的少数者の人権擁護や同性婚法制化に強硬な反対姿勢を示し
ている宗教団体と自民党議員らの関係の深さに原因があるとの指摘もあり
(原告ら第11準備書面15頁～参照)、民主主義が宗教との癒着によって
歪められているという意味で危機的な状況にあるといつても過言ではない
であろう。

甲A第469号証(NHK2月世論調査)、甲A第471号証(日経新聞
社2月世論調査)、甲A第352号証(産経・FNN合同2月世論調査)を
みればわかる通り、与党／自民党支持層内ですら同性婚への賛成は既に過半
数を超えており、かかる自民党の頑なな姿勢は、自民党自身の支持
基盤の考え方からも遊離したものとなっているのである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(2023.11.29)提出の書面です。

本準備書面で述べた直近の諸動向に照らしても、同性間の婚姻を認めないことが憲法14条及び24条に違反することは、国会において十分すぎるほどに明白というべきであり、かかる立法を放置して同性カップルの人権を侵害し続けることに合理性は一切認められない。

以上